市町村の事務処理を支援する各手法の検討

1 「協働的な手法」(P2、3)

2 「処理水準・手法の柔軟化」(P5~7)

3 「法定の実施主体代替スキーム」(P9)

「協働的な手法」の課題と位置づけ

✓「協働的な手法」は、地方分権改革において目指した都道府県と市町村の役割分担の明確化の考え方に抵触するのではないか、との議論があり得る。都道府県と市町村の「役割分担」の観点から、「協働的な手法」をどのように位置づけることができるか。

<考えられる議論>

- ▶ 役割分担が明確な事務(【A】【B】の事務)における無限定な協働は、権限と責任の所在を不明確に するおそれがあるのではないか。
- ▶ 役割分担に定めがない事務(【C】【D】の事務)についても、地方自治法が定める「広域にわたる事務」「連絡調整に関する事務」等といった、都道府県と市町村の定性的な役割分担は存在するのではないか。
- ▶ 企画立案について都道府県への依存を招き、また、安易な支援要請や委託後の無関心などのモラルハザードが生じるおそれがあるのではないか(特に、都道府県が同種の事務を実施する③-2や ③-3の事務類型に係る支援)。

く考え方>

- ▶ 前提として、都道府県による補完・支援の必要性が認められ、その手法として「法定の実施主体代替スキーム」よりも「協働的な手法」が有効なケースはあるのではないか(資料1-1P6表を参照)。
- ▶「法定の実施主体代替スキーム」と異なり、「協働的な手法」については個々の取組みの蓄積にとどまっており、制度化・ルール化が行われていない点が問題なのではないか。
- ▶ 都道府県と市町村の役割分担を前提としつつ、一定の制度化・ルール化を行うことにより、「協働的な手法」を適正かつ有用な手法として位置付けることができるのではないか。

「協働的な手法」の具体化について

- ✓「協働的な手法」を都道府県による補完・支援の手法として確立し、推進するにはどのような工 夫が必要か。
- ◆ 都道府県への依存、モラルハザードにつながるとの懸念について
 - ⇒ 奈良モデルは「補完と自律」を基本とし、県と市町村の役割分担の整理からスタートしている。
 - ▶ 県が市町村業務を受託する際、市町村職員を県に派遣し、専門業務のOJTを併せて行う事例も見られる
- ◆ 都道府県の関わりに対し、自立を志向する市町村への対応について
 - ▶ 都道府県からの一方的な介入とならないよう、首長レベル・実務者レベルで丁寧に協議が行われている事例が見られる cf. 奈良県、長野県 ※資料集P4参照
 - ▶ 議会の議決を要する連携協約を活用することで、双方の団体意思に即した連携を進めることができる
- ◆ 連携の安定性の担保について
 - ▶ 地方公共団体間の安定的な連携手法である、連携協約の活用が見られる cf. 鳥取県と県内市町村との連携協約
- ◆ 個々の分野にとどまらず、政策パッケージとして「協働的な手法」を進める手法について
 - ▶ 都道府県と市町村が連携のあり方や補完・支援が必要な分野について協議を行う場を設置し、恒常的に取組みを進めている事例が見られる cf. 奈良県、長野県、和歌山県、秋田県 ※資料集P4参照

1 「協働的な手法」(P2、3)

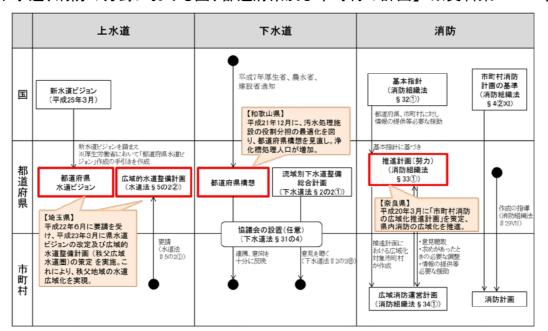
2 「処理水準・手法の柔軟化」 (P5~7)

3 「法定の実施主体代替スキーム」(P9)

「処理水準・手法の柔軟化」の検討

- ①国・都道府県の計画・方針等の政策変更
 - ✓ 個々の政策で見られる「計画・方針等の政策変更」をどう評価するか。
 - ◆ 都道府県の「計画・方針等の政策変更」は、法令による仕組みに着目してきたこれまでの議論では、法律そのものの変更を伴わないものであるため、「支援」の手法として着目されてこなかったが、市町村に対する直接的な補完に代わる有効な手法であり、支援の手法の一つとして評価できるのではないか。
 - ◆ 国が政策を見直す場合における地方六団体の意見申出(地方自治法)など、計画・方針の策定に地方が関与する 一般的な仕組みが設けられている。こうした仕組みを、小規模市町村の負担の軽減等を講じる契機として活用する 方策が考えられないか。

【上下水道、消防の分野における国、都道府県及び市町村の計画】※資料集P5~8参照



「処理水準・手法の柔軟化」の検討

- ②条件不利地域の実情を踏まえた技術的基準の見直し
 - ✓ 「地方分権改革提案」の提案・論証を個々の小規模団体が行うことができるか。
 - ◆ 町村からの「地方分権改革提案」の提案件数は多くない。全国町村会や都道府県と連携し、重点的に小規模市町村の提案を掘りおこす必要があるのではないか。 ※資料集P9、10参照
 - ◆ 小規模市町村の特例に係る提案を「地方分権改革提案」の特別なカテゴリーとして設けるといった方法は考えられないか。
 - ▶ なお、過疎法、半島振興法、離島振興法など、地域の特性に着目した制度は設けられているが、指定都市・中核市・市・町村(市と町村の区分は 人口5万人等)のほか、市町村の体制(規模が小さいこと)に着目した一般制度は設けられていない。
 - ▶ 小規模市町村のカテゴリーが一般制度に存在しないため、各省庁が個別制度の事務配分等を検討する際に、小規模市町村の実情を踏まえた 現実的な工夫が技術的に困難となっているのではないか。
 - 例えば、地方自治法に規定される「指定都市」を用いることで、個別法で事務配分・義務付けの特例を設けることが技術的に可能となっている ※ 資料集P11~13参照

- ✓ 行政水準の確保と地域の実情に即した見直しのバランスをどのようにとるか。
 - ◆ 技術的基準の見直しに当たっては、
 - ① 団体の規模能力にかかわらず、国民・住民への一定のサービスを保障すべきとの要請
 - ② 地域の実情に合わせた水準・手法を設定すべきとの要請のバランスを考慮することが必要である。
 - ◆ この手法として、地方分権改革において採用された、地方公共団体の事務に係る「義務付け・枠付けの見直し」 の考え方が参考になるのではないか。 ※資料集P14~17参照
 - ▶「義務付け・枠付けの見直し」の議論では、メルクマールに該当する義務付け・枠付け(上記①の要請が極めて強いもの)は存置が許容されている。
 - ▶ その上で、メルクマールに該当しない条項について、手続・判断基準等を条例委任する場合を類型化し、一定の場合以外は「参酌すべき基準」とすることとしている。
 - 「従うべき基準」:条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準
 - 「標準」: 通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることは許容される基準
 - 「参酌すべき基準」:条例の内容そのものを直接的に拘束せず、十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準
 - ▶ このうち、「参酌すべき基準」は、十分に参酌した結果、地域の実情に応じて基準と異なる内容を定めることが 許容されている。これは、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、①と②の要請のバランスを図り、地方公 共団体自らの判断と責任において地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することが出来る 仕組みといえる。
 - ▶ 法律に定められた技術的基準で「義務付け・枠付け」に該当するものについては、上記の仕組みに即して見直すことが可能。
 - ▶ さらに政省令によるものなど、「義務付け・枠付けの見直し」の対象とならなかったものについても、メルクマールや条例制定基準の考え方は援用できるのではないか。
 - ▶ なお、通知・通達は法令ではないが、実態として拘束力があり、地方分権改革提案募集においては対象に含められている。補助金等の要綱等によって技術的基準が設定されている場合も、メルクマールや条例制定基準の考え方を援用することができるのではないか。

1 「協働的な手法」(P2、3)

2 「処理水準・手法の柔軟化」(P5~7)

3 「法定の実施主体代替スキーム」(P9)

「法定の実施主体代替スキーム」に係る課題について

- ✓ 都道府県も自らの事務実施で手一杯な状況であり、市町村に代わって自ら事務を実施するのではなく、シンクタンク的な機能やコンサルティング的な機能を強化する方向性が見られる。
- ✓ また、都道府県にとって、個々の市町村ごとのアドホックな補完へのニーズを前提とした行政体制の整備は困難。
- ✓ このため、都道府県からの「法定の実施主体代替スキーム」による行政サービスの調達を促進する方策としては、次のようなスキームが考えられるのではないか。
 - ◆ 都道府県から市町村が調達可能な行政サービスを一定パッケージ化し、政策化・制度化することができれば、都道府県において市町村の補完を前提とした行政体制の整備も可能となりうるのではないか。また、都道府県と市町村の費用負担も含めた調整に要するコストが低減されるのではないか。
 - ◆ その際、特に都道府県の負担の大きい、都道府県による代行については、必要性が高い市町村へ都道府県の資源を振り向ける必要性や、都道府県による代行による事務の非効率化を防ぐ観点から、一定の規模要件を設けることも考えられるのではないか。
 - cf. 過疎法の代行制度も、活用できる市町村に要件を設けている。